

令和7年第21回教育委員会定例会  
(11月4日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和7年11月4日（火）午後2時45分から午後3時38分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	神田しげみ
委 員	川崎 修一
委 員	垣内恵美子
委 員	浦井 祥子

○出席者

事務局次長	佐々木洋人
庶務課長	山田 安宏
教育施設担当課長	中島 伸也
学務課長	仲田賢太郎
児童保育課長	村松 有希
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜
生涯学習推進担当部長	吉本 由紀
生涯学習課長	吉江 司
スポーツ振興課長	榎本 賢
中央図書館長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 議案審議

第46号議案 東京都台東区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

第47号議案 東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例施行規則の一部を  
改正する規則

第48号議案 東京都台東区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 児童保育課

ア (仮称) あずかりすくすくサポートの実施について

- イ 乳児等通園支援事業の実施に向けた準備について
  - (2) 放課後対策担当
    - ウ 放課後子供教室の実施時間延長校の拡大について
  - (3) 教育改革担当
    - エ 学びのキャンパス台東アクションプラン・台東区学校教育情報化推進計画 中間のまとめについて
- 2 報告事項
- (1) 庶務課
    - ア 令和7年12月の行事予定について
- 3 その他

午後2時45分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和7年第21回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議の進め方について私から申し上げます。

日程第2、教育長報告の協議事項、児童保育課のア及びイ、放課後対策担当のウ、教育改革担当のエにつきましては、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件であり、傍聴にはなじまないと思われまます。

つきましては、傍聴人退出後に非公開で聴取いたしたいと思ひます。

なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本定例会で非公開とした案件については、区議会報告後に公開することといたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第46号議案

第47号議案

第48号議案

日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

それでは、第46号議案を議題といたします。

なお、関連する第47号議案及び第48号議案についても一括して議題といたします。

まず、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、第46号議案、東京都台東区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。本案は、本年5月27日に本委員会で意見聴取を行いましてご検討いただきました、集会施設の利便性向上の取組にかかる区内、区外の利用要件の統一化に当たり、文言の見直しなど、所用の改正を行うものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表の1ページをご覧ください。はじめに、第5条の2につきましては、区内の登録団体の規定に団体の構成人数の割合を新たに加えまして、次に第6条、第8条につきましては、文言修正を行うものでございます。

その下の別表1をご覧ください。区分につきましては、各会議室の使用に当たり、区内及び区外の利用者等の文言を整理し、受付開始日につきましては、統一化の方針に合わせ、受付日の改正をするものでございます。

恐れ入ります。3ページの付則をご覧ください。本規則につきましては、令和8年1月4日から、施行を予定しております。

また、付則第2項3項には、一部改正に伴う経過措置及び準備行為を規定し、準備行為については交付の日から施工します。

恐れ入ります。第46号議案のご説明は以上でございます。

続きまして、第47号議案、東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。本案は、第46号議案のご説明と同じく集会施設の利便性向上の取組にかかる区内、区外の利用要件の統一化に当たりまして、文言の見直しなど、所用の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。はじめに第3条につきましては、区内の登録団体の規定に人数要件や、団体の構成人数の割合の改正を行うものでございます。

次に第5条第1項の1号から3号におきましては、区内及び区外の利用者当の文言修正と、受付日の改正をするものでございます。

付則をご覧ください。本規則につきましては、令和8年1月4日から施行を予定しております。また、付則第2項から3項には、一部改正に伴う経過措置及び準備行為を規定し、準備行為については交付の日から施行いたします。

第47号議案のご説明は以上となります。

よろしくご審議の上、両議案とも原案どおりご決定いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 次にスポーツ振興課長、第48号議案の説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、第48号議案、東京都台東区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

先ほど生涯学習課長がご説明しました、集会施設の利便性向上の取組にかかる利用要件の統一化における文言の見直しや、マイナンバー法等の一部改正により国民健康保険証などの配布に伴い、申請様式の文言整理など、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。はじめに統一様式の方針に合わせて別表2の各体育施設の使用における受付日を改正するものでございます。

次に2ページの中段をご覧ください。統一化の方針に合わせて、たなかスポーツプラザ内の会議室について、体育館や体育施設と切り分けて受付日を改正するものでございます。

3ページの第9号の3様式をご覧ください。申請様式内の下段の枠のない表記につきまして、マイナンバー法等の一部改正により保険証との文言を整理するものでございます。

最後に付則をご覧ください。本規則は、令和8年1月4日から施行するもので、様式につきましては、現存する様式につきましては、所要の修正を加えて使用するものでございます。また、新規規則の規定に伴う規則の使用の申請につきましては、準備行為として施行日の前に行うものができるものとしております。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第46号議案、第47号議案及び第48号議案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、第46号議案、第47号議案及び第48号議案については、議案のとおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に日程第2、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、令和7年12月の教育委員会の行事予定についてご説明をいたします。資料は5をご覧ください。

まず、6日、土曜日は、10時から千束小学校の創立120周年の記念式典がございます。

翌7日、日曜日は、ジュニア駅伝大会が午前9時からリバーサイドスポーツセンター陸上競技場を会場に開催されます。

続きまして、9日、火曜日ですが、まず出前教育委員会、こちらが内容について今、調整中がございます。その後、午後2時から教育委員会の定例会ということで予定させていただいております。

10日、水曜日も18時半からは、スポーツ協会の年末懇親会が上野精養軒で。

13日土曜日は午前10時から金竜幼稚園60周年の記念式典がございます。

また、教育委員会2回目は17日の水曜日に、こちらは夕方の4時からの予定、夜の予定との関係で今、こちらで予定をさせていただいております。

すみません。一点、訂正をさせていただきます。出前教育委員会はちょっと調整の結果、延期ということで。改めまして、またご案内させていただきます。失礼いたしました。

簡単でございますが、以上でございます。よろしく申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいですね。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより会議は非公開といたします。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

○佐藤教育長 非公開の会議録署名委員につきましては、定例会に引き続き、垣内委員にお願いいたします。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 児童保育課 ア、イ

○佐藤教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、児童保育課のア及びイについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、はじめに協議事項(1)児童保育課のア、(仮称)あずかりすくすくサポートの実施についてご説明をいたします。資料はPDFの25ページ、資料1をご覧ください。

はじめに項番1、概要です。本区では、現在複数の一時預かり事業を実施しておりますが、区民の利便性向上を図るため、令和8年4月より「いっとき保育」、「一時保育」、「休日・年末一時保育」の3つの事業を統合し、(仮称)あずかりすくすくサポートとして実施してまいります。

事業名につきましては、あずかり事業を通して、区内の子供たちにすくすく育ててもらいたい、本事業によって子育てをサポートしたいという思いから、あずかりすくすくサポートといたしました。

項番2、統合後の事業概要です。まず、対象児童は区内在住の1歳から小学校就学前までの児童です。ただし、ほうらい子育てサポートセンターは生後6か月から。保護者の死亡、入院等の事由による緊急保育での利用は生後8か月からお預かりをいたします。

利用要件は問いません。就労でも、リフレッシュでも利用が可能です。

実施施設は、区内7か所です。現在、一時保育及び一時保育を実施している施設となります。

利用日時は、月曜日から土曜日、午前9時から午後5時までで、祝日及び年末年始は除きます。ただし、谷中子ども家庭支援センター及びほうらい子育てサポートセンターは、日曜日・祝日及び年末も実施をいたします。

利用限度は、児童1人につき、月12回までといたします。

利用料金は、1時間300円で、別途昼食代は250円、おやつ代は50円といたします。ただし、緊急保育や就労、通院等の利用は、1時間150円といたします。また、昼食代、おやつ代を除き、所得による減免がございます。

次に予約受付です。利用する前の月の1日から、利用日の前日12時までとなります。就労、通院等の利用の場合は、先行して優先受付、抽せんを行います。また、緊急保育は、利用する3か月前の1日から予約を受付いたします。

予約方法は、原則電子申請といたします。

統合前と後の事業の詳細については、後ほど2ページ、先に別紙がございますが、こちらをご参照ください。

項番3、今後の予定をご覧ください。

11月の政策会議後、第4回定例会、子育て・若者支援特別委員会にてご報告し、委員会報告後、区民周知を図ってまいります。

令和8年4月1日からの利用分について、令和8年1月5日から、緊急保育枠の予約を。2月15日からは、就労・通院等利用枠の予約を開始いたします。3月2日には、全ての予約を開始し、4月1日からの統合後の事業の利用開始となります。

(仮称)あずかりすくすくサポートの実施についての説明は以上となります。

引き続き、協議事項の(1)児童保育課のイ、乳児等通園支援事業の実施に向けた準備について、ご説明いたします。PDFの28ページ、資料2をご覧ください。

はじめに、項番1、実施予定施設の認可についてです。8月5日の本定例会にてご説明いたしましたとおり、9月下旬より乳児等通園支援事業いわゆるこども誰でも通園制度の実施希望について、民間の保育所等に確認をいたしました。その結果、記載のとおり認可保育所8施設、認定こども園2施設、地域型保育事業7施設の合計17施設が実施を希望したため、今後、認可手続を進めてまいります。

なお、(1)認可保育所のうち、東上野乳児保育園については、公立施設のため、認可は不用ですが、東京都台東区立保育所条例の改正を今後予定しています。

続いて項番2、子ども・子育て支援事業計画の代用計画策定についてです。(1)策定の経緯です。国の子ども・子育て支援事業計画の基本的な指針の一部が改正され、市町村計画の必須記載事項として記載の二点が追加されました。こちらを簡単にご説明いたしますと、①は、こども誰でも通園制度の利用者数や、必要定員数の見込みを数値で算出した上で、必要定員の確保方策を定めるもの。②は、こども誰でも通園制度が、満3歳以上を対象としていないことを踏まえ、こども誰でも通園制度の実施事業所と、教育保育施設との連携、接続に関する推進方策を定めるものです。これを受けまして区は、計画を変更するか、代用計画を策定することが必要となりました。

(2)区への対応です。①については、台東区次世代育成支援計画第3期において、既に定めているため、②について代用計画を策定したいと考えております。

次のページをご覧ください。代用計画案です。一つ目の丸では、区内の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業、利用終了後のニーズも含め適切な提供体制を維持することや、事業者間の情報共有を支援することをあげています。

二つ目の丸では、未就園児対象の催しにより教育・保育施設の利用を体験する機会を提供するほか、満3歳以上の利用可能な施設の適切な案内により、円滑な移行を支援することをあげています。

最後に項番3、今後の予定です。本件につきまして、ご承認いただけましたら、政策会議にて審議後、本年第4回区議会定例会の所管委員会にて報告を予定しています。

なお、資料に記載はございませんが、同定例会で、区が認可事業所を給付対象として確認するための基準を定める条例議案の提出を予定しており、国の内閣府令が発出され次第、皆様に条例案の意見聴取をさせていただく予定です。

その後、12月と来年1月の次世代育成支援地域協議会にそれぞれ代用計画案と認可の意見聴取をした上で、3月に代用計画の策定、実施予定施設の認可を予定しています。

ご説明は以上です。よろしくお願いたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、まずは児童保育課のアについて、何かご質問はございませんでしょうか。

○浦井委員 こちらの今までのいつとき保育と一時保育が、平仮名に開いたみたいに見えるので、ごちゃごちゃになりやすかったのと、ホームページを見ても違いが分かりにくかったのも、まとめていただいて大変分かりやすくなるのではないかと思います。

その上で一つ、念のための確認をさせていただきたいんですが、予約受付のところで、これは前から原則利用する前月の1日から利用日前日の12時までということで、基本はこれで仕方がないと思うんですけども。やはり育児で預けたいといった場合、当日朝に保護者の具合が悪くなったとか、どうしても預けないといけなくなったというケースも多いように思います。そのような場合の対応は、基本的に空きがあればして下さるのか、それとも個別にトライするしかないのか。それとも「原則として」ということなので受け入れません、ということなのか。ある程度明確にしておかないと、もし無理ということであれば無駄にいろんなところに当たってしまいますし、そういう時間も、切羽詰まっているときはつらいかと思いますので。難しいと思うんですけども、ある程度対応が決まっているというようであれば、伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

○児童保育課長 原則として、前日の12時までとさせていただいている理由が、やはりお預かりするお子さんに対する職員の配置というものの確保が必要となってまいりますので、そういった意味でやはり前日の締め切りまでにいただくということがルールとなっておりますので、そういった形で周知をしていきたい。現状の運用も、そうなっておりますので、それでやらせていただきたいと考えております。

○浦井委員 今のような理由みたいなものをきちんと明示していただけると、恐らく預けられるご家族にも、ある程度納得いただけるかと思えます。可能な限りで結構ですので、そういったものも周知していただければ、ありがたく思えます。よろしくお願いたします。

○佐藤教育長 そのほか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは次に、児童保育課のイについて、何かご質問はございますでしょうか。誰でも通園制度についてです。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、児童保育課のア及びイについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(2) 放課後対策担当 ウ

○佐藤教育長 次に、放課後対策担当のウについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、協議事項のウ、放課後子供教室の実施時間延長校の拡大について、ご説明をいたします。PDFでいきますと30ページ、資料3をご覧ください。

本件は、令和8年4月からの放課後子供教室の実施時間の延長導入校の拡大についてお諮りするものでございます。

はじめに項番1、概要でございます。現在、放課後子供教室実施小学校17校中、5校において、既に実施時間を延長して運営している状況です。延長未実施の各校保護者の皆様からは、実施時間の延長をしてほしいという要望をいただいております。また、各小学校周辺のこどもクラブ需要及びこどもクラブ整備状況も鑑みまして、来年度4月より新たに5校で放課後子供教室の終了時間を18時まで延長するものでございます。

次に項番2、実施校でございますが、表記の根岸、黒門、蔵前、東浅草、金竜の各小学校の5校でございます。

次に項番3、選定理由でございます。令和7年4月時点で、通学区域内に利用規模が多いこどもクラブが存在する。または、通学区域内にこどもクラブが存在していないこと、令和8年度において当該校の通学区域内にこどもクラブの新設を予定していないこと。また、実施予定校の放課後子供教室において現行の運営事業者が令和8年度も継続する予定であることとなっております。

最後に項番4、今後の予定です。11月14日の政策会議、それから12月の第4回区議会定例会の所管委員会に報告の上、保護者等周知を実施し、4月から実施時間の延長を開始してまいります。

ご説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、放課後対策担当のウについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

### (3) 教育改革担当 エ

○佐藤教育長 次に、教育改革担当のエについて、教育改革担当課長、説明をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは協議事項(3)教育改革担当のエ、学びのキャンパス台東アクションプラン・台東区学校教育情報化推進計画の中間まとめについてお諮りいたします。PDFの31ページ、資料の4をご覧ください。

まず、項番1、策定過程でございます。

本計画の策定に当たりましては、これまで市内での策定検討会を3回行ってまいりました。また、夏には子供の意見聴取として、全児童生徒を対象にアンケートを実施いたしました。

策定検討会におきましては、現行プランの達成状況の把握とともに、次期プランの内容や構成について協議いたしました。また、教育ビジョンの最終段階となる今回の計画期間において、重点事業の選定、目標の達成を図る指標の見直し、子供たちからの意見聴取について協議を重ねたところでございます。

子供の意見聴取につきましては、生成AIを用いた学校教育ビジョンや、アクションプランの説明に加えまして、一人一台端末を活用したアンケートを行い、698件の回答を得ることができました。結果につきましては、中間まとめ案の巻末に掲載してございますので、後ほどご参照ください。

現在、これらの協議や意見を踏まえて、次期プランの策定を進めております。

次に項番2、計画の概要です。(1)計画の性格ですが、学びのキャンパス台東アクションプランは、教育基本法に基づいて策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけました、台東区学校教育ビジョンの理念を実現するための行動計画でございます。また、台東区学校教育情報化推進計画は、学校教育の情報化の推進に関する法律に基づきます、本区の学校現場等における教育の情報化を進めるための行動計画でございます。

今回の改定の特徴として、教育行政の取組全般を示すアクションプランと、教育の情報化を推進する台東区学校教育情報化推進計画の第二期を合わせて策定している点にあります。

(2)計画期間です。両計画ともに令和8年度から令和10年度までの3年間を計画の期間といたします。

(3)計画の体系です。学びのキャンパス台東アクションプランは、現行の台東区学校教育ビジョンの体系を継続し、四つの施策目標により構成いたします。台東区学校教育情報化推進計画は、国の学校教育情報化推進計画に沿って、基本方針を四つに再構成いたしました。

次に(4)、新規で位置づける事業についてでございます。恐れ入りますが、別紙1をお開きください。次期アクションプランでは、TAITOフューチャースクールや、不登校対策

の推進など、17の新規事業を予定しております。その他、現行プランの事業について、統合や整理を進め、次期事業数につきましては、合計は再掲をのぞきまして188件となっております。現行の計画は、再掲を除いて196の事業を記載しているため、事業数はほぼ横ばいとなっております。

次に項番3、中間のまとめ（案）でございます。恐れ入りますが、別紙2、中間のまとめ（案）別添のファイルですけれども、お開きください。内容について簡単にご説明申し上げます。なお、ページ数は各ページのタブに記載しておりますページ数を用いて説明させていただきます。資料2ページ、データ上、3枚目から目次となります。

第1部が概要、第2部がアクションプラン、第3部が台東区学校教育情報化推進計画、第4部が推進体制の四部構成となっております。その後、資料編として続きます。

4ページから始まります第1部の概要につきましては、現行のアクションプランと台東区学校教育情報化推進計画の位置づけ、計画期間や、推進体制、体系などを記載してございます。

次に10ページからの第2部、アクションプランについてでございます。11ページから19ページにかけて、事業一覧を記載しております。現行のアクションプランに掲載されていない事業を「新規」、重点的に取り組むものを「重点」、台東区学校教育情報化推進計画に関連する事業を「情報」と記載しております。

次に21ページから22ページをご覧ください。施策目標1の最初のページでございます。見開き2ページで、施策目標1について概要をお示ししてございます。21ページには上から学校教育ビジョンの施策目標と、その施策の方向。その下に現状の教育課題を示しております。それを受けまして、22ページの上部には、子供たちの意見聴取の結果。また、その下部に、重点事業を記載してございます。この見開きのページを四つの施策目標ごとに作成しております。

次に23ページをご覧ください。施策の方向1の最初のページとなります。このページには、現行のアクションプランと同様、施策の方向に関する説明、それから指標及び施策の内容となります。この後に、各施策における事業を示すというつくりになってございます。この構成が施策の方向16まで続いてまいります。なお、今回は中間のまとめ（案）でございますので、事業名、事業概要、そして担当課のみの記載としております。

続きまして、飛びますけれども96ページからの第3部、台東区学校教育情報化推進計画でございます。97ページから始まります、ローマ数字Ⅰには、台東区における教育情報化の経過と現状について、ICT環境の整備状況や、教員や児童生徒のICT活用力について記載しております。その後、四つの基本方針に基づきまして、それぞれの行動計画を99ページより記載してございます。方針の説明、指標、施策、各事業といった流れはアクションプランと同様といたしました。

その後、110ページから第4部推進体制を記載しております。内容につきましては、現行の内容と同様となっております。

最後に、112ページ以降には資料編を掲載してございます。資料編につきましては、子供の意見聴取の結果のまとめなどを掲載しております。

以上、別紙2の中間まとめ（案）の説明とさせていただきます。

では、お手数ですけれども、資料4にお戻りください。項番4、今後の予定でございます。本委員会でご承認いただけましたら、12月の第4回定例会におきまして、区民文教委員会への報告。12月から来年1月にかけて、パブリックコメントを実施する予定でございます。来年の第1回定例会におきましては、1月の教育委員会のご審議の上、区民文教委員会への最終案の報告、そして来年3月の計画作成となります。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○浦井委員 三つほどあるんですけれども。24ページの、かけがえのない命を大切に  
豊かな心の育成というところ。「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」、  
「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合というのが、  
小学校は非常に高く、これはありがたいことなのですが。中学校のほうは、やはり複雑  
になってくるのか、88.6%に落ちています。比較的抽象的な問いだとは思いますが、  
も、これに12%近くの子が「当てはまらない」という方向に近い答えをしている。確かに  
少ない数字ではあるんですけれども、やはり何か、子供が成長して複雑な時期に入っ  
てきていることなどの現れなのかなと思ひまして。分かれば結構なんですけれど、  
この背景など、たとえば年齢的に素直に言えない状況にあるとか、何かしら分かれば  
教えていただきたい、というのが一つ。

それから、二つ目が59ページ。子供が豊かに学ぶ教育環境づくりの推進というところ  
なんです。こちらの、表の下段のほう。調査対象学年の児童生徒のうち、「日本語指導  
が必要な児童生徒に対して、特別な配慮に基づく指導をどの程度行っていますか」に、  
「十分行っている」、「どちらかといえば行っている」と回答した学校の割合が、  
中学校は高いんですが、小学校は52%なかなか数字が出ていない。想像するに、  
やはり学年が下ですと、言葉だけではない指導も必要になるので、難しいところ  
があったりするのかななどと思ひますけれども。こちらもし、何かお分かりになる  
理由など、可能であれば教えていただけたらありがたいと思ひます。

最後に65ページ、三つ目です。これは質問ではないので、私の感想のようなもの  
なんですけれども。様々な家庭の状況や子供の諸課題の支援ということで、「困りごと  
や不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できるか」という問いが  
あります。これは元より100%に近く出るとは思えないですし、数字が悪いとま  
では思いません。逆に、中学校の3年生のほう、小学校6年生より相談がしや  
すいと言えるというのは、いいことなのではないかと思ひました。子供にもよ  
るとは思いますが、一般的には学年が上がって、

いろんなことを考えるようになってきたり、先生との年も近くなったりしてくると、相談しにくい子も出てくると思います。このように中学3年でも70%がどちらかといえば相談できるといっているというのは大変いいことなのではないかと思います。ぜひ、この数字を伸ばしていただきたいなと思うところです。

すみません。回答、前の二つにつきまして、可能であればでいいので、よろしく願いいたします。

○教育改革担当課長 二点目の子供が豊かに学ぶ教育環境づくりの推進の下段の指標のところになります、日本語指導が必要な児童生徒に対するというところの結果について回答をいたします。

教育支援館で現在、日本語指導講師派遣事業を行っているところで、外国籍で新たに来られたお子さんに、年20回、40時間に加えて延長で12回、24時間ということで64時間の日本語指導をしております、現在その再延長も進めているところでございます。

ただ、目的がどうしても生活言語能力の獲得といったところになりまして、授業内における学習言語の能力の獲得というところまではなかなか来日したてな部分で、難しい状況があるということで日々、ご要望いただいているところでございますので、そういった学校の判断というか、評価が結果に表れているのかというふうに考えております。

一点目のいじめについては指導課長から。

○指導課長 一点目の言えない背景というところでございますが、実際に直接のところということでは、正しいことを正しいと言い切れるというところが、やはり年代の子供たちというのは、言いにくいという、周りがどう見ているかということも考えられると思います。ですが、やはりこういったいじめが元で、いろんな事件、また大きな悲しい出来事につながるということもありますので、そういったことにならない、やはり素直に自分の気持ちを伝えられるということは、これからも各学校で伝えていっていただきながら、行っていくことが大事ではないかというふうに思います。

また、やはり中学生の同調圧力的なことも考えられる点もあるかと思っておりますけれども、そういったことにつながらず、やはり命の大切さですとか、いじめは絶対許さないということを、これからも引き続きやはり各校でやっていきながら、本当に命の大切さということも理解するような具体的な話ということも含めて、身近なこととして捉えられるような状況というのをつくっていきながら働きかけていくのが大事ではないかというふうに考えておりますので、今後も各学校でやはりいじめのどんな理由があってもいけないということを指導していきながら、子供たちに理解を促していきたいというふうに考えております。

○浦井委員 ありがとうございます。一点目、二点目とも大変よく分かりました。

一点目の、やはり単純に年頃として、判断できない複雑さ。どういう状況がいじめなのかとかいうこともいろいろ考えてしまうでしょうし、やはり成長の過程として、ある意味で正しい反応なんだと思いますが、おっしゃっていらしたとおり、素直に気持ちを出したり、受け止めたりできるような形で導いてやっていただきたいと、引き続きそのような形

でいていただきたいと思います。

二点目につきましても、大変よく分かりました。生活言語能力の獲得というのが大変難しい時期の子供たちに教えるというのは、大変なことだろうというふうに理解しました。先生方も大変でらっしゃると思うんですけれども、こういったお子さんもこれから増えてくると思いますので、ぜひ引き続きご対応をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○佐藤教育長 ここで、垣内委員が所用により、ご退席されます。

なお、過半数の委員の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立をしております。

(垣内委員 退席)

○佐藤教育長 それでは、引き続き会議を続けます。

○神田委員 PDF資料の38ページですけれど、指標のところ、学校の授業以外に1日当たり30分以上、PC・タブレットなどICT機器を勉強のために使っている児童生徒の割合ということで、小学校が6年生で41.8%、中学校3年生で27.6%となっています。これに数値としては低いのですが、教育委員会としては、この数値をどのように分析して、今後、どういうふうに取り組んでいくのかということをお聞かせいただけたらと思います。

○教育改革担当課長 まず、こちらの指標につきましては、まず、普段月曜から金曜という平日であること、調査の対象は第6学年と中学校3年生ということで、一定数、塾とか習い事に大分放課後の時間を割かれているというような状況にあると認識しております。従いまして、30分以上PC・タブレットなどのIC機器を使うゆとりもないのではというような一部捉えをしているところです。

一方で、日々ドリルとか、生成AIを使ったドリル等も現在実装しているところでございますので、そういった家庭学習の利用率というようなところを引き続き啓発しながら、利用率については、上げていくということを教育改革担当としては、考えているところでございます。

以上です。

○神田委員 ありがとうございます。

確かに受験とかある学年では、やむを得ないということもありますが、必要性や効果などを示し、啓発してほしいと思います。どんな内容だったら進めていきたいのか、その方向性や内容を聞かせてください。

○教育改革担当課長 今、私の発言の中には本当に学習に対する利用というようなところが一つ、勉強のためにというところもありますので、そういったところでは、今後生成AIを小学校でも使える方向で今、検討しているところでございまして。例えば長期欠席だとか、インフルエンザとか、コロナ等での長期欠席の間の学習内容の補習であるとか、そういうところに生成AIをかなりの力を発揮していくものと期待しているところでございます。

また、先ほどいじめの話もありましたけれども、こちらいじめの問題についても、誰に

も話せないけれども、生成AIには相談できるなど、勉強のためだけでなく、生活上のためにも利用できるものというふうに、ふだん使いができるような形で進めていくことを考えております。

以上です。

○神田委員 ありがとうございます。

この結果として、全国学力テストなどで、AIを使っていると、学力が高いなど、いろいろ分析がありますよね。その点はどうなっているのでしょうか。

○教育改革担当課長 こちらにつきましては、30分以上使っている方が学力が下がっているというような結果も出ましたけれども、それにつきましては、先ほど述べましたとおり、使っていない層が学習塾等に通っていて、むしろその部分、使っていない層がある程度、学力というか受験勉強等の学力があるため、そういったものになっているのかというような分析とまではいかないんですけれども、トライをしているところです。

○神田委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○川崎委員 関連してなんですけれども、多分、この指標は小6、中3で自宅学習をしている時間、それから塾に通っている時間、自宅学習をしている中で、タブレットを使っている時間の比較をしてないと効果が分からないですよ、恐らく。ですから、その比較で分析されるのが一番いいのかなという、これは感想です。

○教育改革担当課長 今、委員から指摘ありましたけど、指標につきましては、まだ最終案まで時間がございますので、さらに修正と、あと、検討等を深めてまいりたいと思います。

○浦井委員 すみません。今の神田委員のお話の中に出てきたことなんですけれども。いじめに対応する中で生成AIを使って相談をできるようにするというのは、一つの手ではあると思います。ただ、これはある程度、生身で誰かが見ていないと、それこそ相手が悪いとか、そういった形で感情を暴走させていく可能性もなくはないという懸念もあると思います。今の生成AIでどの辺までそういった制御のようなものが可能なか難しいですが、やはりできるだけ配慮しながら進めてあげていただきたいと思うところです。すみません、感想なんですけれども、よろしく願いいたします。

○教育改革担当課長 今、委員の指摘ごもっともでございますので、そういった事例を入れたときに、どのような反応があるのかというようなところについては、引き続き研究を進めていながら学校にも指導してもらいたいと考えます。

○浦井委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 そのほか、大丈夫ですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、ただいまの教育改革担当のEについて、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

### 3 その他

○佐藤教育長 本日の案件については、以上でございます。

その他、何かご発言等がございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後3時38分 閉会